資料　3

温泉部会審議結果　（令和２年度第３回）

（静岡県環境審議会　温泉部会）

１　温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請について

(1)　答申までの経過

令和３年１月 29 日　環境審議会へ諮問
令和３年２月　４日　温泉部会付託
令和３年２月 15 日　温泉部会審議
令和３年２月 17 日　環境審議会答申

(2)　諮問内容及び審議結果

番号	諮問内容			審議結果
	行為	掘削等の場所	概要	
1	掘削	熱海市西山町	準保護地域 深度 600m 口径 75 ㎜	申請のとおり許可することが適当である。
2	掘削	熱海市網代	準保護地域 深度 1,000m 口径 100A	申請のとおり許可することが適当である。
3	掘削	伊東市吉田	準保護地域 深度 1,200m 口径 100A	申請のとおり許可することが適当である。
4	動力装置	熱海市銀座町	保護地域 ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 5.5kw 15ℓ/分	申請のとおり許可することが適当である。
5	動力装置	熱海市西山町	保護地域 ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 7.5kw 76.5ℓ/分	申請のとおり許可することが適当である。
6	動力装置	熱海市西山町	保護地域 ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 7.5kw 70ℓ/分	申請のとおり許可することが適当である。
7	動力装置	熱海市下多賀	保護地域 水中ポンプ 5.5kw 39ℓ/分	申請のとおり許可することが適当である。
8	動力装置	焼津市中港	一般地域 ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ 15kw 512.4ℓ/分	申請のとおり許可することが適当である。

資料　3

２【参考】温泉法

第一条(目的)　この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
第三条(土地の掘削の許可)　温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第十一条(増掘又は動力の装置の許可等)　温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問)　都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

○手数料：掘削申請１４万円、増堀申請１３万円、動力装置申請１１万円